

## 令和元年度第3回高知県個人情報保護制度委員会議事概要

- 1 日時 : 令和2年1月17日(金)13時30分から14時50分まで
- 2 場所 : 高知城ホール 2階「和室やまもも2」
- 3 出席者 : 委員  
門田会長、稲田副会長、池田委員、福本委員  
実施機関  
障害保健支援課 山崎課長、森課長補佐  
森づくり推進課 戸田課長補佐、板井主幹  
事務局  
文書情報課 徳橋課長、小松
- 4 会議した事案の件名
  - (1) 諮問案件
    - ア 要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項(条例第8条第3項第3号関係)及び個人情報の目的外利用の制限の例外に関する事項(条例第9条第1項第6号関係)  
妊産婦等のメンタルヘルス対策(障害保健支援課)
    - イ 個人情報保護制度の運営に関する重要事項(条例第35条第2項関係)  
条例の改正に関する事項(文書情報課)
  - (2) 報告事項  
個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項
  - (3) その他  
個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する疑義照会  
林地台帳共有システム(森づくり推進課)
- 5 議事概要
  - (1) 諮問案件
    - ア 要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項(条例第8条第3項第3号関係)及び個人情報の目的外利用の制限の例外に関する事項(条例第9条第1項第6号関係)  
「妊産婦等のメンタルヘルス対策」(障害保健支援課)  
「第2期高知県自殺対策行動計画」において、妊産婦への支援の充実を盛り込み、この対策を検討するため、「妊産婦等のメンタルヘルス対策委員会」を立ち上げた。  
この委員会の中で、自殺した妊産婦に関する死因を含む個人情報から、自殺に至る背景、理由を調査し、今後の自殺予防対策を検討するにあたり必要なため、要配慮個人情報の収集及び目的外利用をしたい旨、実施機関から諮問があったが、対象者が極めて少数であるため、個人の特定につながる懸念があることや、妊産婦の定義等、前提を明確にしてから

諮問すべきとの意見があり、継続審議となった。

イ 個人情報保護制度の運営に関する重要事項（条例第 35 条第 2 関係）

「条例の改正に関する事項」（文書情報課）

実施機関から、高知県公文書等の管理に関する条例及び同条例附則において改正された高知県情報公開条例がそれぞれ令和 2 年 4 月 1 日から施行されることを踏まえ、公文書の定義や開示請求における第三者への照会手続を定める等、高知県個人情報保護条例の必要な改正を行いたい旨の諮問があり、承認された。

(2) 報告事項

個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について

事務局から、個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について協議があった 8 所属 11 件の事項について承認した旨の報告があった。

(3) その他

個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する疑義照会

「林地台帳共有システム」（森づくり推進課）

実施機関から、県が市町村に代わって保守管理及び改修を行っている林地台帳共有システムについて、そのシステムに格納されている個人情報を含むデータを市町村職員が自身の市町村のデータを随時入手し得る状態にあるが、この場合、個人情報保護条例第 11 条でいうオンライン結合に該当するか否かの疑義照会があったが、データはあくまでも市町村が管理しているものと判断されるため、オンライン結合には該当しないとの回答となった。